

道府県たばこ税及び市町村たばこ税の税率の根拠法令

地方税法（昭和二十五年法律第二百二十六号）

【道府県たばこ税】

（たばこ税の税率）

第七十四条の五　たばこ税の税率は、千本につき八百九十八円とする。

【市町村たばこ税】

（たばこ税の税率）

第四百六十八条　たばこ税の税率は、千本につき三千六十四円とする。

附 則

（道府県たばこ税の税率の特例）

第十二条の二　平成十八年七月一日以後に第七十四条の二第一項の売渡し又は同条第二項の売渡し若しくは消費等（次項において「売渡し等」という。）が行われた製造たばこに係る道府県たばこ税の税率は、第七十四条の五の規定にかかわらず、当分の間、千本につき千七十四円とする。

（市町村たばこ税の税率の特例）

第三十条の二　平成十八年七月一日以後に第四百六十五条第一項の売渡し又は同条第二項の売渡し若しくは消費等（次項において「売渡し等」という。）が行われた製造たばこに係る市町村たばこ税の税率は、第四百六十九条の規定にかかわらず、当分の間、千本につき三千二百九十八円とする。

地方消費税の税率の根拠法令

地方税法（昭和二十五年法律第二百二十六号）

（地方消費税の税率）

第七十二条の八十三　地方消費税の税率は、百分の二十五とする。

※　国税である消費税の税率は4%であり、地方消費税の税率は消費税額の25%であるので、消費税率で換算すると、地方消費税分は1%となる。